

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 6月13日

千葉市長 殿



提出者

住 所 千葉市中央区新町1000番地

氏 名 大成建設株式会社 千葉支店

執行役員支店長 廣瀬 淳一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-243-3123

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大成建設株式会社 千葉支店
事業場の所在地	千葉市中央区新町1000番地
計画期間	2024年 4月 1日～2025年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	千葉県内の事業 売上高：788億円(2023年度)
③ 従業員数	470名(2024年5月1日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙-1の通り」

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

「別紙－２の通り」

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（2023年度）実績】別紙４－１の通り

特別管理産業廃棄物の種類	別紙４－１の通り	
排 出 量	294.0 t	t

(これまでに実施した取組)

「別紙３－３項の通り」

② 計画

【目標】 別紙４－２の通り

特別管理産業廃棄物の種類	別紙４－１の通り	
排 出 量	10.0 t	t

(今後実施する予定の取組)

「別紙３－３項の継続実施」

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

「別紙３－４項の通り」

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

「別紙３－４項の通り」

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】 別紙4－1の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 「別紙3－5の通り」		
② 計画	【目標】 別紙4－2の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 「別紙3－5の通り」		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】 別紙4－1の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 同処理は行っていない		
② 計画	【目標】 紙4－2の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も同処理は行わない		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】 別紙4－1の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 同処理は行っていない		
② 計画	【目標】 別紙4－2の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も同処理は行わない		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】 別紙4－1の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙4－1の通り	
	全処理委託量	294.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	73.8 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	67.8 t	t
	(これまでに実施した取組) 「別紙3－6項の通り」		

(第5面)

② 計画	【目標】 別紙4－2の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙4－2の通り	
	全処理委託量	10.0 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	10.0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

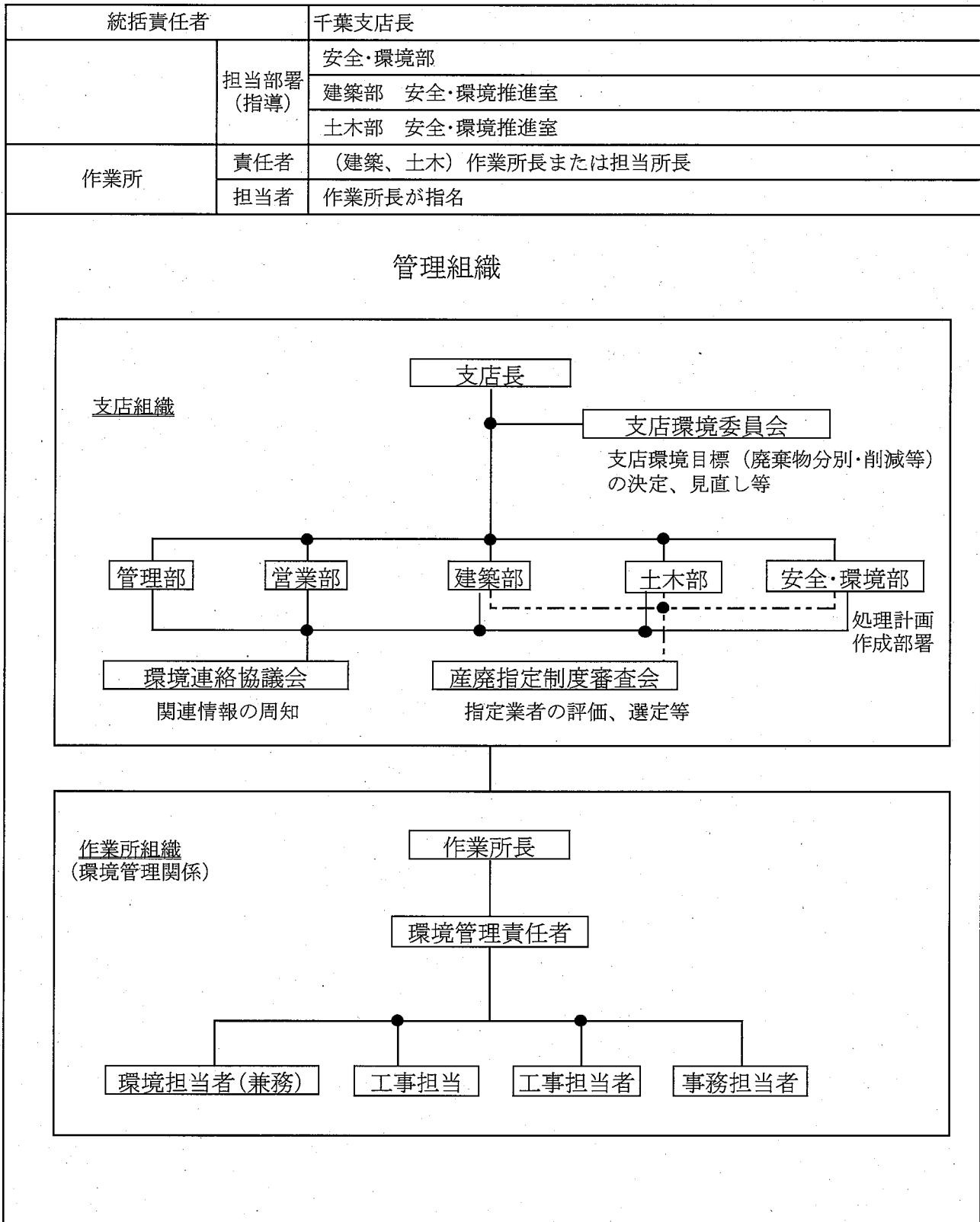
別紙-1



別紙- 2

管理体制図

(1) 当事業における責任及び管理組織図



取組みの現状(継続しての実施事項)

1. 管理体制等の強化

環境マネジメントシステムに基づき、下記事項を行なっている。

- 1) 建設廃棄物の分別・リサイクル等に関する環境目標の設定
- 2) 産業廃棄物の処理に関する手順の策定
- 3) 作業所毎の法規制等チェックシートによる関係法令の遵守
- 4) 計画的な内部環境監査及び環境パトロールの実施
- 5) 外部環境監査による指摘と是正（再発防止含む）
- 6) 年度ごとの見直しを行い、継続的な改善を図る
- 7) エコモデルプロジェクト実施作業所の継続した設置と推進
- 8) 協力会で行なう環境パトロールによる指摘業者への指導
- 9) 職長会による分別指導

2. 教育

環境マネジメントシステムに基づき、下記事項を行なっている。

1) 社員教育

①環境問題の概要

②環境方針、EMSを遵守することの重要性

③各業務が実際に又は、潜在的に持つ著しい環境への影響、環境管理改善の便益

④環境方針、大成アジェンダ、EMS活動の目的・目標を達成するための役割と責任

⑤規定された環境に関する標準、要領・手順を逸脱した場合に予想される結果

⑥廃掃法はじめ、関連法改正を含めた最新環境情報の伝達

※全従業員を対象に定期的に集合教育（OFF. J. T）を行う。受講できなかった者に対しては内勤者は室長、作業所は作業所長がO. J. Tを実施する。

2) 専門工事業者教育

①作業所毎、新規入場者教育時に作業所環境目標、実施手順に係る教育を実施。

②作業所へ作業員を送出す際に当社作成の環境教育資料を基に環境教育を実施。

③各種大会、講習会時に3R活動を含めた環境教育を実施。

④協力会組織の環境委員会活動により専門工事業者会員の環境意識の向上を図る。

3. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

施工計画時において下記事項を検討し、実施可能な項目を採用している。

- ・建設資材のプレキャスト化等による廃材発生の削減
- ・搬入資機材の梱包材の削減
- ・工法変更による廃材の抑制
- ・資材の転用 その他

4. 産業廃棄物の分別に関する事項

当社の副産物処理要領書に則り、作業所において分別計画を立て実施する。

計画の策定に当っては、地域の産業廃棄物中間処理施設、リサイクル施設等の分別品目の受入れ条件を十分考慮する。

5. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

建設リサイクル法等関係法令を遵守し、作業所毎に再生資源利用(促進)計画を策定し、実施の記録を保管する。

グリーン購入標準、グリーン調達ガイドラインに基づく環境配慮品の採用。

6. 産業廃棄物の処理に関する事項

廃掃法及び当社の副産物処理要領書に則り、保管基準、処理基準、委託基準を遵守する。特に注力する事項を下記に示す。

- 1) 当社書式による委託契約書の作成・保管。
- 2) 電子マニフェスト化を積極的に展開し普及率を把握(毎月)し向上を図る。
- 3) 紙マニフェストの交付及び照合・保管。

紙マニフェストは、建設六団体副産物対策協議会発行のものを使用する。

- 4) 支店、本社における作業所の廃棄物処理状況の把握。

作業所は「環境データ管理システム(E-DAM)」によりその都度入力する。

支店、本社は本社サーバーに集積された各作業所からのデータ(E-DAM)を閲覧し、指導する。

- 5) 指定業者制度(混合廃棄、建設汚泥)を採用し、支店担当者がチェックシートにより毎年指定業者処理場を評価し、審査会に諮り審議することよりリスクの軽減を図っている。

別紙-4- 1

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（2023年度）実績】													
産業廃棄物の種類	廃石綿 (特)	廃油 (特)											合計
全処理委託量	288.0t	6.0t											294.0t
優良認定処理業者 への処理委託量	67.8t	6.0t											73.8t
再生利用業者への 処理委託量	0.0t	0.0t											0.0t
認定熱回収業者へ の処理委託量	—	—											—
認定熱回収業者以 外の熱回収を行な う業者への処理委 託量	67.80	0.00											67.8t
(これまでに実施した取組み)													
「別紙-3-6 項の通り」													

別紙-4-2

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible]

